

基本
施策

5.やすらぎ

自然と寄り添い

持続可能な社会を目指します

序
論

基本
構
想

基本
計
画

参
考
資
料

Ⅲ.基本計画（基本施策）

5.やすらぎ

5-1 自然環境

やすらぎのある自然環境を 次の世代へと託します

現状と課題

下呂市は森林、清流をはじめとした豊かな自然に恵まれており、多様な生態系を有しています。この豊かな自然を守るため、数多くの市民や事業者、各種団体の方々が自然環境保護活動に取り組んでいます。

一方、ごみの不法投棄や公害の発生、特定外来生物※1の繁殖、有害虫類の大量発生、PM2.5等の飛来など、様々な自然環境への負荷・汚染も目立ってきています。

このため、既存の事業や取り組みを継続しながら、豊かな自然環境や生態系を守り育て、後世へと引き継いでいくことが求められています。

目指すまちの姿

- きれいな水、空気、豊かな緑、生態系が守られ、やすらぎのある自然環境が次の世代へと受け継がれているまち

成果指標

	現状 平成 25 年	目標値 平成 31 年	目標値 平成 36 年
市内の主要な河川・谷で行う水質検査のうち、環境基準※2を満たしている箇所の割合	40%	44.4%	49%
不法投棄処理件数※3	65 件	62 件	59 件

※1 下呂市で生育が確認されている特定外来生物：オオキンケイギク、オオハングソウ、アレチウチ

※2 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持される事が望ましい基準として、大気・水・土壌・騒音をどの程度に保つ事を目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの（環境省ホームページより引用）

※3 不法投棄処理件数：不法投棄の通報件数（ごみ BOX 等へ放置された物は含まない）に市職員による環境パトロール等で発見された不法投棄件数を加えたもの

主な取り組み

関連計画

- ・下呂市環境基本計画（平成 25 年度～29 年度）
- ・下呂市一般廃棄物処理基本計画（平成 21 年度～30 年度）

特定外来生物の防除

- ・外来生物の繁殖状況を把握するとともに、継続的な防除により在来生物の保全に努めます。
- ・写真・見分け方・防除方法などを表したチラシ等による周知啓発に努め、官民協働による防除を図ります。



特定外来生物防除作業

環境美化保全及び公害防止

- ・効果的な環境パトロール等により、不法投棄をはじめとする不適正な処理に対し、早期対応や未然防止に努めます。
- ・土壌汚染対策など公害防止に対する情報を発信し啓発に努めます。また県とも連携し立入調査や指導にも尽力します。



カワゲラウォッチング実施風景

生物の生育環境の保全

- ・生物の生育環境を保全し、潤いのある水辺を確保するため、カワゲラウォッチング※4 など、小学生を中心に環境学習に努めます。また各種の取り組みに対し情報共有と連携を図ります。

協働まちづくり

全ての人と組織が環境情報を共有し、各々の責任と役割を自覚した上で連携・協力を図り、環境保全に取り組んでいきます。

市民の役割



- ・環境パトロール、環境講座など地域の自然環境の監視・保護・育成に努めます。
- ・自治会、PTA、老人クラブ等で、身近な地域の自然環境の保全や生活空間の美化に努めます。
- ・民有地に生殖する特定外来生物防除や病害虫駆除を行います。

行政の役割



- ・様々な環境問題についての周知啓発や情報発信を行い、知識の向上・意識高揚に尽力します。
- ・次世代向け環境学習を推奨し、自然保護の意識を高めます。
- ・市内からの特定外来生物の根絶を目標に、長期的かつ継続的な防除活動を行います。

※4 カワゲラウォッチング：水生昆虫調査によって河川の水質を認識するとともに、浄化意識を高揚するもの

5-2
環境衛生

環境に配慮した処理施設を
適正に運営します

現状と課題

ごみ及びし尿・浄化槽汚泥は、生活に伴って生じる廃棄物であり、これらの処理施設は、日常生活に密着した必要不可欠な施設の1つです。

下呂市においては、人口の減少やごみの減量・資源化の推進、下水道等の普及により、処理施設に搬入されるごみやし尿の量は年々減少傾向にあります。

しかし、今後も安定的な処理を継続していくためには、さらに、市民・事業者・行政それぞれが役割と責任をしっかりと自覚した上で廃棄物の減量や資源化に積極的に取り組み、処理施設の適正な維持管理に努めていく必要があります。

また、処理施設の老朽化が進むなか、環境への負荷が少なく、周辺地域にも配慮した処理施設を早期に整備することが求められています。

目指すまちの姿

- 市民の廃棄物に対する意識が高まり、ごみの減量や資源化等に積極的に取り組むことで、効率的に収集・運搬・処理作業が行われているまち
- ごみやし尿等の処理施設が適正に維持管理され、安全で安心な処理が継続されているまち

成果指標

	現状 平成 25 年	目標値 平成 31 年	目標値 平成 36 年
1人当たりの年間家庭ごみ排出量(資源ごみ・集団回収分除く) (生活系ごみ総排出量－資源ごみ・集団回収分)/人口 (Kg/人/日)	152kg	146kg	144kg
年間最終処分量 焼却残渣・割物(t) 但し、中山浄化園・下水道分除く	1066 t	788 t	758 t

主な取り組み

関連計画

- ・下呂市一般廃棄物処理基本計画（平成 21 年度～30 年度）
- ・下呂市循環型社会形成推進地域計画（平成 26 年度～30 年度）

ごみ処理施設の適正な管理運営

- ・クリーンセンター（焼却施設・リサイクル施設）及びペットボトルリサイクルセンター、南北部リサイクルセンターの適正な維持管理や運営により、安全かつ安定的なごみ処理に努めます。
- ・適切な料金設定が図られるよう努めます。



小学校施設見学

し尿等処理施設の適正な管理運営

- ・中山浄化園の適正な維持管理や運営によって、安全かつ安定的なし尿等の処理に努めます。
- ・新たな処理施設整備に合わせ、受益者負担の適正化や周辺自治体とのバランス等を踏まえて料金徴収についての検討を行います。



現クリーンセンター

新たな処理施設の整備

- ・新たなごみ焼却施設、し尿等処理施設、最終処分場の早期実現を目指し、建設費・ランニングコストの両面において経済的かつ効率的な施設整備に努めます。

協働まちづくり

市民・事業者・行政が連携して、ごみの減量や資源化、適正処理に積極的に取り組みます。

市民の役割



- ・ごみ処理施設への負荷を減らすため、家庭や事業所等のごみの減量や資源化に努めます。
- ・市民一人ひとりが排出マナーの向上に努めます。

行政の役割



- ・ごみ処理施設の現状について情報提供します。
- ・ごみの減量やリサイクル方法に関する啓発を行います。
- ・排出マナーの向上に向けた意識付けに取り組みます。

5-3
循環型社会

**ごみ減量3Rと省エネにより
循環型のまちづくりを進めます**

現状と課題

次々と物を使い捨てる生活スタイルを見直し、限りある資源を有効に活用するには、一人ひとりが仕事や生活を営むなかで、ごみ減量3R※1に取り組む必要があります。

また、省エネ推進や再生可能エネルギーへの転換が叫ばれているなか、省エネ意識・省エネ行動、及び各戸単位等での再生可能エネルギーへの転換を、市全体で取り組んでいく必要があります。

目指すまちの姿

- ごみ減量3Rの徹底により、循環型の社会が形成されているまち
- 自然の恵みの有効活用や、省エネ意識・行動により、きれいで爽やかな暮らしが実現されているまち

成果指標

	現状 平成 25 年	目標値 平成 31 年	目標値 平成 36 年
ごみ総排出量	11,415t	10,789t	10,483t
リサイクル率（PTAなどの団体による資源ごみの回収を含み、 ごみが再資源化された量÷ごみ総排出量）	16.4%	27.8%	28.3%
太陽光発電システム設置件数	385 件	697 件	838 件

※1 ごみ減量3R：以下の3語の頭文字「R」を取ったもの。リデュース=排出抑制。ごみそのものの削減、リユース=再使用。物を大切に使う、リサイクル=再生利用。ごみの資源化・再利用

主な取り組み

関連計画

- ・下呂市環境基本計画（平成 25 年度～29 年度）
- ・下呂市地球温暖化対策実行計画（平成 25 年度～29 年度）
- ・下呂市一般廃棄物処理基本計画（平成 21 年度～30 年度）

生活系ごみの分別区分の見直しと資源化の促進

- ・ごみが最大限りサイクルされるように、関係するリサイクル法に基づき、家庭ごみの分別収集区分や資源回収方法などの見直しを行います。

事業系ごみの抑制と資源化の促進

- ・大量排出される事業所ごみの発生・排出を抑制し、減量化や資源化について推進方策を模索します。

省エネと再生可能エネルギーの利用促進

- ・節電・節水、公共交通利用、住宅用太陽光発電システム設置、緑化推進、エネルギーの見える化など各種の啓発や利用推奨により、省エネや CO2 削減を普及推進します。
- ・市の施設は率先して省エネや CO2 削減に取り組みます。



ソーラーカー講座



太陽光システム

協働まちづくり

一人ひとりの意識改革によって、持続可能な循環型社会の構築を目指します。また、市民・事業者・市が協働で地球温暖化防止に取り組みます。

市民の役割



- ・ごみになる物は無駄に買わず、繰り返し長く大切に使います。
- ・マイバックの持参によるレジ袋削減等ごみ減量化に努めます。
- ・事業者は、積極的にごみ減量とリサイクルを推進します。
- ・再生可能エネルギーの利用及び省エネ行動に努めます。

行政の役割



- ・ごみの資源化と再利用のための、施策を展開します。
- ・白色トレイなど、資源ごみの店舗回収の促進啓発を進めます。
- ・各地域団体のリサイクル活動を紹介し、市民参加を促進します。
- ・再生可能エネルギーや省エネに関する情報を収集し公開します。

Ⅲ.基本計画（基本施策）

5.やすらぎ